

データ消去基準

購入や賃貸借により調達した電磁的記録媒体は、廃棄や返却に際して適切なデータ消去作業が必要です。データ消去を行う際には、本基準を参考に適正な処理をお願いします。

1 情報資産の廃棄

情報資産を所管する者は、情報資産の廃棄に当たり、次の措置を講じなければならない。

- (1) 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局員等(以下「事務局員等」という。)が情報資産を廃棄しようとする場合は、情報資産を所管する者の許可を得た上で廃棄するよう、事務局員等に周知すること。
- (2) 事務局員等が情報資産を廃棄する場合は、事務局員等に、廃棄の日時・担当者名・処理内容等を記録させること。
- (3) 事務局員等が情報資産を保管している記録媒体を廃棄する場合は、電磁的記録媒体内の情報を復元できないように処置した上で廃棄させること。
- (4) 事務局員等が紙媒体による情報資産を廃棄する場合は、溶解又は裁断により、紙媒体に記録された情報が復元できないように処置したうえで廃棄するよう、事務局員等に周知すること。
- (5) 賃貸借契約の終了等に伴い、新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局（以下「事務局」という。）が借り受けている端末、サーバ、その他電磁的記録媒体などの情報処理機器類を返却する際には、情報を復元できないよう消去した上で返却しなければならない。機器の撤去後にデータ消去を行う場合は、データ消去までの期間におけるサイバーセキュリティ対策を明確にすること。
- (6) 前項の消去作業を事業者に委託する場合、あらかじめ、契約仕様書にその旨を明記するとともに、データ消去完了証明書を徴取すること。また、必要に応じて、消去作業に事務局員等を立ち合わせることに。
- (7) 保守等委託先事業者が故障等による部品交換を行う際、当該部品に含まれる実行委員会に帰属する情報について復元不可能な形で消去する委託先事業者の義務を契約仕様書に明記すること。

2 機器の廃棄等

情報資産を所管する者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合は、上記1に基づき、機器内部の記録装置から、全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じた上で、適切に廃棄しなければならない。

なお、情報を消去する場合は、OSの機能による初期化だけでは、ハードディスク内に情報が残ったままとなり、再度、情報が復元される可能性があることから、データ消去ソフトウェア、データ消去装置の利用等による消去のほか、物理的又は磁気的な破壊などにより、当該機器類内部に保存された一切の情報が復元困難な状態となるまで実施し、情報が漏えいするリスクを可能な限り低減しなければならない。